

表

足寄町空家実態調査	調査員証	No. 1
IDENTIFICATION CARD		写真
下記の者は、令和8年度足寄町空家実態調査業務委託に基づく調査員であることを証明します。		
●期間 令和8年7月1日から令和8年8月31日まで		
〈調査受託事業者〉		
株式会社ゼンリン 北海道受託業務課		
氏名： ○○ ○○		
札幌市中央区大通西12丁目4番地 TEL.011-271-0553		
〈調査委託者〉		
足寄町役場 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1		
TEL. 0156-25-2141 足寄町長 渡 辺 俊 一		

裏

1.この調査員証は、空家実態調査の際に必ず携帯し、町民からの請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
2.この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3.この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに町へ届け出なければならない。
4.この調査員証は、他人の土地又は家屋に同意なく立ち入る権限を付与するものではない。
5.この調査員証は、表面に掲げる期間終了後、直ちに町へ返却しなければならない。

調査員証

No. 2

足寄町空家実態調査	調査員証	No. 2
IDENTIFICATION CARD		写真
下記の者は、令和8年度足寄町空家実態調査業務委託に基づく調査員であることを証明します。		
●期間 令和8年7月1日から令和8年8月31日まで		
〈調査受託事業者〉		
株式会社ゼンリン 北海道受託業務課		
氏名： □□ □□		
札幌市中央区大通西12丁目4番地 TEL.011-271-0553		
〈調査委託者〉		
足寄町役場 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1		
TEL. 0156-25-2141 足寄町長 渡 辺 俊 一		

1.この調査員証は、空家実態調査の際に必ず携帯し、町民からの請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
2.この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3.この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに町へ届け出なければならない。
4.この調査員証は、他人の土地又は家屋に同意なく立ち入る権限を付与するものではない。
5.この調査員証は、表面に掲げる期間終了後、直ちに町へ返却しなければならない。